



Tax watch update

2010年1月

Issue 13

はじめに	2
個人所得税	2
法人所得税	3
国際税務	3
付加価値税	3
銀行	5
税関	5
その他	6



はじめに

Tax watch update の過去号と同様にして、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

個人所得税

ODA プロジェクトに従事する外国人従業員に適用される個人所得税免除のガイダンスを規定した Circular 草案

ODA プロジェクトに従事する外国人従業員に適用される制度に関する首相発行の 2009 年 10 月 1 日付け Decision 119/2009/Qđ-TTg(2009 年 11 月 20 日より発効)の施行ガイダンス細則を規定した Circular が、草案作成の最終段階に入っています。この規則では個人所得税免除を適用するための手続きの詳細についても定めています。

この Circular の公式版が公表され次第、最新情報をお届けいたします。

不動産譲渡から得た所得および贈与・相続から得た所得への課税

税務局は 2009 年 11 月 27 日に Official Letter 4895/TCT-TNCN を発行し、個人所得税に関する追加的なガイダンスを公表しました。それによると、個人が国家からの証書発行を受けずに建物または土地所有権を譲渡し、売買価格を証明する手立てが公証済みの契約書のみである場合、当該取引は買値と売値の差額の 25%に相当する個人所得税を申告・納付するための十分な証憑書類の裏づけがあるとみなされません。その代わりに、当該個人は売値の 2%に相当する個人所得税を納付します。これに加え、相続・贈与との関連で 2009 年 7 月 1 日の時点で完成書類を管轄当局に提出している場合、相続・贈与から得た所得は個人所得税を免除されません。

2004～2008 年に外国人従業員に支給した地域手当の取り扱い

税務局は 2009 年 11 月 25 日に Official Letter No. 4871/TCT-TNCN を発行し、2004～2008 年の課税所得決定に際しての外国人従業員を対象とした控除可能地域手当に関するガイダンスを規定した 2009 年 12 月 11 日付け Official Letter No. 4782/TCT-TNCN(Circular 81/2004/TT-BTC に準拠)について言及しています。この Official Letter によると、課税所得決定に際しての控除可能地域手当は、法定地域手当係数に契約給与額を乗じた金額となります。しかし、法律で定める上限を超過する分の手当は、外国人従業員の課税所得として課税されます。

法人所得税

引当金の計上と活用に関するガイドライン

財務省は 2009 年 12 月 7 日に、Circular No. 13/2006/TT-BTC に取って代わる Circular No. 228/2009/TT-BTC を発行し、棚卸資産評価引当金、金融投資損失引当金、貸倒引当金、製品保証引当金、および建設作業引当金の計上と活用に関するガイダンスを公表しました。この Circular は署名日の 45 日後より発効し、2009 年以降に適用されます。その詳細については、Tax Alert(2009 年 12 月 23 日号)を参照ください。

法人所得税優遇措置の適用対象セクターの修正

法人所得税に関する財務省の 2008 年 12 月 26 日付け Circular 130/2008/TT-BTC によると、「水力発電所開発」に該当する投資セクターはほかの適用対象セクターとともに法人所得税の最優遇措置を受けられます(収益を計上した初年度から 15 年間にわたり 10%の法人所得税率、利益を初計上した年度から 4 年間にわたり税金免除、それに続く 9 年間にわたり税金の 50%減免)。しかし、これは発電所プロジェクト(火力発電所や風力発電所等を含む)の投資誘致を目的とした政府の優遇措置とは異なります。これに関しては財務省が 2009 年 12 月 3 日付け Decision 3027/QD-BTC を発行して該当する条項を修正しています。この Decision では該当する投資セクターを「水力発電所開発」から「発電所開発」に変更しています。この Decision は 2009 課税年度以降に適用されます。

国際税務



アセアン諸国・豪州・ニュージーランド自由貿易協定の実施に付随する特別優遇輸入関税

財務省は 2009 年 11 月 17 日付け Circular No. 217/2009/TT-BTC を発行し、アセアン諸国・豪州・ニュージーランド自由貿易協定の実施に付随する 2009～2012 年特別優遇輸入関税一覧を公表しました。この Circular は署名日の 45 日後より発効し、2010 年 1 月 1 日以降に税関事務所に登録した輸入品の税関申告に適用されます。

付加価値税

0%の付加価値税率を享受できる輸出加工企業への役務提供に関するガイダンスの補足

税務局の 2009 年 12 月 10 日付け Official Letter No. 5080/TCT-CS に基づく、財務省の 2007 年 4 月 9 日付け Circular No. 32/2007/TT-BTC と 2008 年 4 月 16 日付け Circular No. 30/2008/TT-BTC によると、輸出加工企業による事業活動または輸出加工企業での消費向けの役務提供は 0%付加価値税の適用対象となります。従って、輸出加工企業の立ち上げに伴う、技術インフラ付きの土地賃貸業務とインフラ管理サービスの提供は 0%付加価値税の適用対象となります。

海外投資案件に適用される仮払 VAT

税務局の 2009 年 11 月 18 日付け Official Letter 4749/TCT-CS によると、企業は海外投資案件と関連した費用について仮払 VAT の控除を申請できません。しかし、当該費用は当事者間の合意と相手国の現地法規に基づいて、海外事業体への資本拠出として認識することができます。一方、海外投資案件が事業ライセンスを付与されなかったか、あるいは取り消しの対象となった場合、当該費用の仮払 VAT は法人所得税の計算にあたって控除可能費用に認定されません。

繊維製品を対象とした付加価値税の減免

税務局の 2009 年 12 月 7 日付け Official Letter No. 5036 によると、塩化ビニル被膜繊維生地付きのダクト・ファーンエスを生産する企業は、首相発行の 2009 年 4 月 16 日付け Decision No. 58/2009/QD-TTg に基づいて付加価値税の 50% 減免対象となります。しかし、塩化ビニル被膜キャンバス付きのダクト・ファーンエスを生産する企業は同様の取り扱いを受けられません。

一方、税務局の 2009 年 12 月 7 日付け Official Letter No. 5032 によると、輸入段階、製造段階、加工段階、販売段階にある繊維、生地、および縫製品には付加価値税の 50% 減免が適用されます。しかし、洗濯、アイロン掛け、縫製品包装を他社に委託した場合、こうした活動は付加価値税の 50% 減免対象とはなりません。



物品・役務の延払い購入価額が 2,000 万ドン超であるインボイスを対象とした仮払 VAT の控除

税務局の 2009 年 11 月 17 日付け Official Letter No. 4691/TCT-KK によると、1 件当たり 2,000 万ドン超の物品を延払いで購入しながらも、契約上の支払い期日が到来していないことから銀行の支払明細書の裏づけがない場合、企業は従来通り、購入した物品・役務の仮払 VAT を申告のうえこれを控除できます。ただし、付加価値税の申告時に当該契約の支払い期日を購入インボイス書類一覧に明記する必要があります。

しかしながら、こうしたインボイスの裏づけとなる銀行の支払明細書がない場合、企業は仮払 VAT を申告のうえ控除額を減額修正する必要があります。

輸出加工企業に業態転換した企業の付加価値税還付の取り扱い

財務省は 2009 年 12 月 22 日に Official Letter 17924/BTC-TCT を発行し、輸出加工企業に業態転換した企業の仮払 VAT の取り扱いに関するガイダンスを公表しました。それによると、こうした企業は業態転換準備期に購入した資産、物品、および役務(土地賃借料も含む)の仮払 VAT の還付を受けられます。ただし、これらの資産、物品、役務を輸出加工企業の事業活動で継続使用する必要があります。

固定資産を形成する目的で在庫から納入した物品・役務の付加価値税

税務局の2009年12月3日付け Official Letter No. 5002/TCT-CS によると、自社の生産活動や事業活動を支援するために固定資産を形成する目的で在庫から投入した物品・役務がある場合、当該納入は内部消費とみなされます。従って、当該物品・役務について付加価値税を計算・納付する必要はありません。

銀行

外貨建て借入を対象とした補足 Circular

ベトナム中央銀行は2009年12月15日に Circular No. 125/2009/TT-NHNN を発行し、金融機関による居住者の借手に対する外貨建て融資に関する2008年8月10日付け Decision No. 09/2008/QD-NHNN の第1条を補足しました。それによると、融資業務の適用範囲は投資プロジェクトを遂行する事業体と個人、および物品・役務輸出の事業・製造計画にも拡大されました。しかし、ベトナム国内での使用を目的として外貨を借り入れた場合、借手は貸手に対する借入外貨の再売却を義務づけられます。

税関

実地検査を免除される輸入品のサンプル入手場所

税関局は2009年12月3日に Official Letter No. 7347/TCHQ-GSGL を発行し、検査対象外の輸入資材のサンプル入手場所に関するガイダンスを補足しました。企業の利便に資するため、税関申告者はケース・バイ・ケースで、国境ゲート、自社構内、国境ゲート外にある税関当局の集中物品検査所、あるいは国境ゲート外にある通関所でのサンプル入手を所轄税関当局に要請することができます(国境ゲートでのサンプル入手を義務づけられている品目を除く)。

輸入関税免除資材に関する条項の補足

工業貿易省は Decree 149/2005/ND-CP に基づいて輸入関税を免除される原材料、構成品、および部品の詳細区分に関する同省の2007年2月2日付け Circular No. 02/2007/TT-BTC を修正・補足する新たな Circular の草案を策定中です。それによると、複合材、軽量建設資材、希少貴金属を生産するプロジェクトのために輸入した当初未形成資材、繊維ガラス、繊維ガラス派生製品、プラスチック粒、および添加剤は輸入関税の免除対象となります。



定期雇用従業員数の計算方法

Tax Watch Update の前号でも予告したように、労働傷病兵社会福祉省は 2009 年 12 月 2 日に Circular No. 40/2009/TT-BLDTBXH を正式発行しました。それによると、この Circular に沿って計算した定期雇用従業員数は、一般投資法の施行ガイダンス細則を規定した Decree 108/2006/ND-CP に定める優遇措置の決定に際して使用されます。

輸出入関税法のガイダンス細則を規定した Decree 149/2005/ND-CP を修正・補足する Decree 草案

政府は Decree 149/2005/ND-CP を修正・補足する新たな Decree 草案を策定中です。その重要な変更点を以下に記しました。

- ▶ 自動車、バイク、冷蔵庫、および首相発行の Decision に定めるその他製品の製造・組立プロジェクト向けの、国内生産されていない資材、部品、および構成品は輸入関税を免除されません。
- ▶ 技術工程に使用する特殊輸送手段は、国内生産されていないことを条件に輸入関税を免除されません。
- ▶ 一定のプロジェクトの固定資産を形成する目的で輸入した設備を対象とした輸入関税免除の初適用に関する規定は廃止されます。
- ▶ BOT(建設・運営・譲渡)方式プロジェクトの実施企業、および BOT、BTO(建設・譲渡・運営)、BT(建設・譲渡)方式プロジェクトの下請け業者のために輸入した物品は、もはや輸入関税を免除されません。

この Decree 草案ではまた、輸出入関税の優遇措置を決定する基準として、投資奨励セクターや投資奨励地域の具体的なリストをも規定しています。

労働法の抜本的な改正

抜本的な改正を盛り込んだ労働法の草案が、個人・団体からの意見聴取を目的に公表されました。最新の労働法は 1994 年労働法とその 2002 年改正法、2006 年改正法、および 2007 年改正法に取って代わりません。その重要な変更点には次が含まれます。

- ▶ 試用期間中に従業員に支給する給与・賃金は、正式給与・賃金の 70%から 80%へと引き上げられます。ただし、政府が定めた最低賃金水準は維持する必要があります。
- ▶ 残業時間数の合計は年間 300 時間以下に制限されます(現在の規定では年間 200 時間以下)。これに加え、1 週間当たりの残業時間数の上限は 16 時間から 20 時間へと引き上げられます。
- ▶ 研修生やインターンは研修費の免責権を有し、税金も免除されます。
- ▶ 外国人従業員の労働許可証の有効期間は雇用主と締結した労働契約に依拠します。ただし、24 ヶ月間を上限とします(これに対し、現行の労働法では 36 ヶ月間)。

労働法の草案は 2010 年 3 月に政府に提出される見通しであり、その後、意見聴取を目的に 2010 年 5 月に国会に提出されます。

BOT、BTO、および BT 方式プロジェクトの実施に関するガイダンス

政府は 2009 年 11 月 27 日に、BOT、BTO、および BT 方式の投資活動に関するガイダンスを規定した 2007 年 5 月 11 日付け Decree 78/2007/ND-CP に取って代わる Decree No. 108/2009/ND-CP を発行しました。

この Decree で新たに規定している重要な点は、総額 1 兆 5,000 億ドンのプロジェクトに関しては企業の最低資本と契約履行保証金が部分的に累進原則に従って決定されることです。なお、この Decree は 2010 年 1 月 15 日より発効します。

登録手数料に関する Circular 草案

財務省は登録手数料(印税)に関する新たな Circular を策定中です。この Circular 草案によると、登録手数料の適用範囲はバイクの交換フレームと機械全体、自動車、水上輸送手段、漁獲・輸送手段にも拡大されます。

これに加え、10 座席未満(運転席も含む)の乗客輸送車両に適用される登録手数料は 10%から 15%へと引き上げられ、その他には 2%の登録手数料が適用されます。また、バイク(フレームと機械全体を含む)に適用される登録手数料は 2%から 5%へと引き上げられます。2 回目以降の登録には 1%の登録手数料が適用されます。家屋・土地に適用される登録手数料は 0.5%に据え置かれる見通しです。

登録手数料に関する Circular の公式版が公表され次第、最新情報をお届けいたします。



お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴァー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴァー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

アーンスト・アンド・ヤングの組織は5つの地理的地域に分かれ、各ファームは次の事業体のメンバー企業であります。Ernst & Young Americas LLC、Ernst & Young EMEA Limited、Ernst & Young Far East Area Limited、Ernst & Young Oceania Limited。なお、これらの事業体は顧客に対して業務を提供しておりません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

FEA no. 16000025

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn